

令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託業務仕様書

1 委託事業の目的

一般的に食関連産業は、「生産効率が低い」、「定着率が低い」と言われており、人材の確保および育成が大きな課題となっている。

本事業は、みえ食の“人財”育成プラットフォーム（以下、プラットフォームという）の会員企業および県内の学生等を対象に交流の場を提供することで、企業が学生等に対して自社および業界の仕事内容や魅力をアピールして、学生等が県内食関連企業への関心を高めるきっかけとし、食の人材確保につなげるために実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

令和8年度「学生等と食関連事業者の交流座談会」運営委託

(2) 委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 委託業務内容

プラットフォーム会員の県内食関連企業および学生等を対象とした交流座談会を、次のとおり開催する。

①開催概要

- ・実施回数：1回以上
- ・参加企業：プラットフォーム会員5社以上
うち食品製造業者3社、サービス事業者2社
- ・参加学生等：25名程度
プラットフォーム会員学校の学生・生徒を優先する。
- ・実施時期：令和9年1月下旬～2月上旬（予定）
- ・会 場：県内
- ・開催形式：対面

会場使用料等、対面開催に必要な費用は委託費に含む。

②参加企業の募集および選定

- ・参加する企業の募集および選定を行うこと。なお、選定の基準等について、事前にプラットフォーム事務局と協議すること。
- ・参加企業の募集について、効果的な発信を実施すること。
- ・参加企業はプラットフォーム会員企業とする。
- ・会員企業からの申込状況を随時把握するとともに、進捗状況を定期的にプラットフォーム事務局に報告すること。
- ・参加企業に対して、交流座談会の内容やコンテンツが公開されることについて、事前に了解を得ておくこと。
- ・当該事業で作成された資料、写真等は、プラットフォームおよび県において二次使用する可能性があるため、書面等で事前に参加企業の了解を得ること。

③参加学生等の募集

- ・参加企業の確定後に、参加学生等の募集および選定を行うこと。より多くの学生等を確保するため、教育機関の担当者を訪問するなど、広報活動に努めること。なお、選定については、プラットフォーム会員学校の生徒を優先とする。
- ・学生等からの申込状況を随時把握するとともに、進捗状況を定期的にプラットフォーム事務局に報告すること。
- ・参加学生等に対して、交流座談会の内容やコンテンツが公開されることについて、事前に了解を得ておくこと。
- ・当該事業で作成された資料、写真等は、プラットフォームおよび県において二次使用する可能性があるため、書面等で事前に参加学生等の了解を得ること。

④交流座談会の実施

- ・公共交通機関による参加が容易な会場を確保すること。
- ・交流座談会の実施にあたっては、参加企業が限られた時間の中で仕事内容や魅力等を十分説明できるように、また参加学生等が参加企業の魅力等を聴取・発見できるように、受託者が参加企業と参加学生等に対して適宜支援すること。
- ・参加企業が自社のみでなく業界の魅力を伝えるよう促すこと。
- ・交流座談会を円滑かつ効果的に実施するため、参加企業および参加学生等に対して事前に十分な説明を行うこと。

⑤交流座談会開催後のフォローアップ

- ・参加企業および参加学生等に対して、フォローアップとアンケートを行うこと。アンケート調査の項目については、事前にプラットフォーム事務局と協議の上決定すること。
- ・プラットフォームのHP および Instagram に投稿するための当日のショート動画を作成すること。なお、投稿する際は事前に参加企業および参加学生等の了解を得ておくこと。
- ・プラットフォームの Instagram へ投稿するための動画・画像・文章は、契約締結日から交流座談会終了後 1 か月以内または委託契約期間終了日のどちらか早い日までにプラットフォーム事務局に提出すること。

⑥その他留意事項

- ・本事業の実施に伴い行う参加者募集時について、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム主催」であることを明記すること。

3 業務実施上の条件

- (1) 業務の執行にあたり、プラットフォーム事務局との連携を密にすること。
- (2) 必要に応じて、会員への助言やプラットフォーム事務局との打合せを行うこと。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (4) 業務上の成果品に係る著作権は、プラットフォーム事務局に帰属することとする。受託者に著作権が留保される場合であっても、プラットフォーム事務局が、業務遂行に必要な限りにおいて、自由に成果品を利用することとする。

- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、事務所及び会場使用料、消耗品費等）の一切を含むこと。
- (6) 疫病、食中毒、暴風、豪雪、洪水、地震、火災、暴動、その他委託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により、交流座談会の開催を開催日前に中止とした場合、発生するキャンセル料や委託料については双方協議のうえ決定することとする。なお、上記の理由により業務の運営が困難になった場合に、受託者に損害が生じても、委託者はその損害賠償責任を負わないものとする。

4 プラットフォーム事務局への報告等

(1) 年間業務報告書

委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し考察した内容を以下のとおり報告すること。

記載内容は、相談等のあった各会員への助言内容及びその経緯やその結果等を盛り込むこととする。

- ① 提出時期：令和9年3月19日（金）まで
- ② 提出方法：電子データ（メール）

5 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、プラットフォーム事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 委託契約に係る支払い等については、別に定める「みえ食の“人財”育成プラットフォーム経理規程」に従うこと。
- (3) 社会情勢の変化等により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、プラットフォーム事務局と協議するとともに、内容によっては委託料を減額する場合がある。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事

している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときにプラットフォームに移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうちプラットフォーム又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもってプラットフォームに譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときにプラットフォームに移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、プラットフォームと受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「みえ食の“人財”育成プラットフォーム規約」によるものとする。

7 担当部局連絡先

みえ食の“人財”育成プラットフォーム事務局

三重県雇用経済部 県産品振興課 担当：太田、小久保

電 話：059-224-2336 F A X：059-224-3024

電子メール：syokusan@pref.mie.lg.jp